（認可外及び他市保育所等）

令和２年8月２６日

保護者の皆様

和泉市教育委員会事務局

教育・こども部こども未来室

**和泉市保育所等臨時給食費補助事業について**

**１．事業概要**

　　新型コロナウイルス感染症に係る経済的支援として、保育所・認定こども園・幼稚園・認可外保育施設（以下、「保育所等」という。）に通園する市内在住の児童に係る給食費の一部を補助する事業です。

**２．対象者（①、②、③すべての要件に当てはまる場合のみ対象です。）**

　①和泉市民であること

　②３歳児から５歳児クラスに在園していること（一時預かりを除く。）

　　（幼稚園の場合は満３歳児クラスから対象となります。）

　③保育所等より給食の提供があること

　　（保護者様ご自身でお弁当等を用意している場合は対象外となります。）

**３．補助の内容**

保育所等にお支払いする給食費について補助を行います。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 補助限度額 | 対象となる施設 |
| 給食費 | 月額５,４00円※令和２年９月1日から１１月３０日までの３ヶ月間が対象となります。 | ・保育所（和泉市立保育所を除く）・認定こども園・幼稚園（和泉市立幼稚園を除く）・認可外保育施設（届出除外施設及び居宅訪問型事業を除く） |

　※人件費、光熱水費等は対象外

**４．申請方法（2種類の方法がありますので、通園する保育所等にご確認ください。）**

**・保育所等がとりまとめて申請する場合（保護者様のお手続きは不要です。）**

**・保護者様が申請する場合（保育所等で給食費（領収）証明書の作成が必要です。）**

○提出書類：

①　「和泉市保育所等臨時給食費補助金交付申請書兼請求書」（様式第１－１号）

②　「保護者様の通帳のコピー（振込先口座番号が分かるページ）」

③　「給食費（領収）証明書」（様式第２－１号）（保育所等で作成をお願いします。）

※申請書類は、各保育所等にありますので直接お問い合わせください。

　　　また、和泉市ホームページからもダウンロードできます。

　　　きょうだいが通園している場合には、それぞれで申請が必要です。

○提出方法及び提出期限

提出方法：原則、①と②を在籍する保育所等に提出

保育所等でとりまとめ③を添付した上で、和泉市こども未来室に提出

提出期限：施設から市：令和2年１２月１８日（金）

　　　　　　保護者様から保育所等：各保育所等にご確認ください

**５．補助方法**

**・保育所等がとりまとめて申請する場合**

申請書類と給食費（領収）証明書を確認したのち、補助が適当であると認められた場合は、保育所等あてに決定通知書を送付し、補助金額をお知らせします。なお、保育所等の指定口座への振込みは３月下旬となる予定です。（保護者様が保育所等に給食費を支払いしている場合は保育所等に対し還付の手続きについてご確認ください。）

**・保護者様が申請する場合**

申請書類と保育所等において作成していただく給食費（領収）証明書を確認したのち、補助が適当であると認められた場合は、保護者様あてに決定通知書を送付し、補助金額をお知らせします。なお、保護者様の指定口座への振込みは３月下旬となる予定です。

※審査に時間を要する場合など、振込みが遅れる場合がありますのでご了承ください。

事業内容に関する棟合わせ先

和泉市教育委員会事務局　教育・こども部

こども未来室　幼保運営担当

TEL：0725-99-8137（直通）

）